

# スポーツ政策分野における政策革新：地方自治体のスポーツ振興計画に着目して

スポーツビジネス研究領域

5010A059-8 中司 雄基

研究指導教員：原田 宗彦 教授

## 1. 序論

近年わが国においても、地域の自主自立を求める地方分権の理念が示されるようになってきた。したがって、地方分権社会における自治体のスポーツ振興は、地方の実情に適合的な計画の策定が必要であり、地方・地域から政策立案の可能性は高まっているといえる（成瀬・田崎，2006）。しかし、川邊・柳沢（2009）は、地方自治体のスポーツ政策は独自性があるとは言い難く、国の政策に準じて各種施策が進められているのが実態であることを指摘した。また、地方自治体におけるスポーツ施策イノベーション調査（2011）においても、自治体におけるスポーツ振興計画・施策目的の多様化はあまりみられなかったことが報告されている。一方で、同調査では少数であるものの、シティセールスや観光関連産業の振興といった施策目的をもつ自治体の存在を指摘しており、スポーツ政策分野における新たな潮流が生まれていることを明らかにした。地域主権が叫ばれる現代にあつては、必然的に国のスポーツ政策をなぞらただけではない、自治体発の政策策定が求められよう。したがって、新たに生まれつつあるスポーツ政策の潮流に目を向け、その実態を明らかにすることは、重要な研究テーマに成り得ると考えられる。

## 2. 研究目的

以上のような背景を踏まえ、本研究では地方自治体のスポーツ振興計画における新しい潮流、すなわち新しい施策上の試みを捉えた①政策革新の現状を明らかにすること、②政策革新に作用する要因の実態を明らかにすること、そして、③どのような条件のもとで、自治体が政策革新に至るのかを明らかにすることの3つを研究目的とした。

## 3. 先行研究の検討

伊藤（2002）は、自治体の政策革新は、政治要因と社会・経済要因からなる「内生条件」、相互参照と横並び競争からなる「波及要因」の組み合わせによって生まれること指摘し、これらを理論的に説明した動的相互依存モデルを提唱した。

他方、スポーツ政策分野に目を向けると、スポーツ政策の現状や課題を挙げた研究（内海，1994；岡田，1999；渡，2010）やスポーツ政策を類型化した研究（沖田・齋藤，2009）等が散見されたように、スポーツ政策そのものを分析対象とした論文が多くを占め、既存学問の理論モデルを応用した研究は極めて少ないという現状である。このような背景から、本研究では、動的相互依存モデルを援用し研究を進めることとした。

## 4. 研究1・研究2の研究方法及び結果・考察

本研究においては、目的①～目的③の達成のため量的研究（研究1）、質的研究（研究2）の両側面からの検討を行った。

### 【研究概要：研究1】

研究1では、目的①・②の達成を試みるために地方自治体を対象とした郵送法による質問紙調査を実施した。調査対象は全国147自治体（都道府県・政令指定都市・中核市・特例市）のスポーツ振興の担当部署とした。147自治体のう

ち、113自治体から有効回答を得た（回収率：76.9%）。

### 【調査項目の設定】

政策革新の現状に関する質問項目には、地方自治体におけるスポーツ施策イノベーション調査（2011）により抽出された、スポーツを通じた地域活性化に期待する効果の14項目（スポーツ人口拡大・スポーツ振興・地域活性化・地域コミュニティ形成・経済効果・宣伝/PR・イメージアップ・一体感の醸成・交流の場創出・生きがいづくり・青少年の健全育成・競技力向上・健康増進・施設整備）を指標として用い、相互参照に関する質問項目には、伊藤（2004）が用いたものを参考に作成した。

### 【分析の手順】

各自治体が回答したスポーツ振興計画に期待する効果に関する14項目の間に、何らかの規則性が見出せるのか、また、それらと地方自治体との関係性を検証するためコレスポネンダ分析を行った。さらに、期待する効果の類型化を試みるために、コレスポネンダ分析により算出されたカテゴリースコアを基にクラスター分析を行った。次に、先行研究において、政策革新に作用する要因であるとされた「相互参照」の実態を明らかにするため、相互参照に関する項目のクロス集計およびカイ二乗検定を行った。

### 【結果及び考察】

コレスポネンダ分析の結果、イナーシャの寄与率は、2次元の累積で36.9%（第1次元の寄与率：23.5%、第2次元の寄与率：13.4%）という結果になった。この分析結果を基に行ったクラスター分析では、3つの類似したグループに大別することが出来た（図1）。図1を視覚的に解釈すると、第3クラスターは、第1、第2クラスターに比べて極めて異質であることが分かる。したがって、スポーツ振興計画において第3クラスターは、新しい施策上の試みであることが示唆される結果となった。佐伯（2006a）は、戦後のスポーツ政策の変遷を「社会体育、コミュニティスポーツ、みんなのスポーツ、生涯スポーツ」という流れで表現したが、第1、第2クラスターを形成する項目群は、この政策変遷の流れの中に当てはまると考えられるが、第3クラスターの項目群は、これらの枠組みに該当しないことから政策上の新視点であることが推察される。

続いて、自治体みの布置図である図2を視覚的に解釈すると、先行研究の指摘通り依然として国のスポーツ政策に準じた効果（第1、第2クラスターの項目群に挙げられた効果）を期待する自治体（i）が多数を占めていることが確認された。しかし一方で、その数は多くないものの、いくつかの自治体は第3クラスター付近に布置されていることが分かる。これらの自治体群（ii）は、「経済効果」、「宣伝/PR」、「イメージアップ」といった効果を期待する、いわば革新的なスポーツ施策を志向する自治体群であることが示された。

次に、相互参照の手掛かりとなるスポーツ政策の情報入手経路についてみたと、自治体区分による一定の階層性を見

出すことが出来た。また、政策革新の鍵概念であるとされた「相互参照」は、約 9 割の自治体でみられたが、その参照先は極めて限定的であるという傾向が確認された。

以上を踏まえると、スポーツ政策分野全体でみれば、相互参照が活発であるにも関わらず、革新的なスポーツ施策を志向する自治体は依然として少ない、という現状にあることが分かる。こうした現状は、情報入手経路の階層性に起因すると思われる。すなわち、特定の自治体からの情報共有を主たる情報源としていることが、政策革新を阻害している可能性が考えられるということである。したがって、「自治体区分や距離の遠近に依らない、より広範囲にわたる相互参照」、そして「スポーツ政策だけではなく多様な政策分野への相互参照」が、これまでにはなかった政策アイデアを自治体にもたらし、政策革新を促すことが推察される。

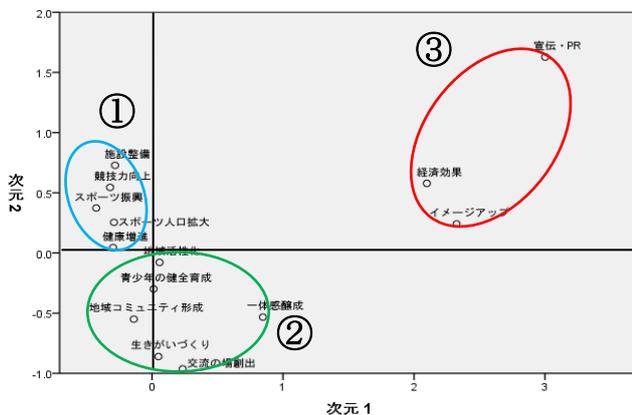


図 1: スポーツ振興計画に期待する効果に関する項目の布置図

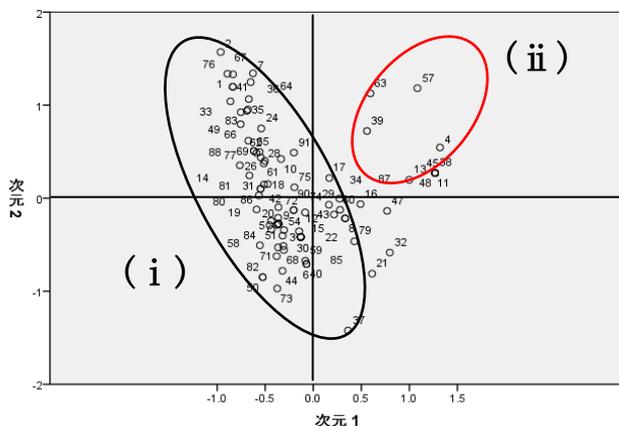


図 2: 自治体の布置図 (※数字は各自治体を表す。)

【研究概要：研究 2】

本研究における目的③の達成のため、目的①で明らかになった革新的なスポーツ施策を期待する効果に挙げた自治体を対象に、半構造化電話面接法及び、半構造化面接法によるインタビュー調査を行った。インタビューは、調査協力の得られた 3 自治体のスポーツ振興担当部署職員 5 名である。

【分析方法】

本研究における分析作業にあたっては、木下 (2003) の提唱した修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ (以下、修正版 GTA) を援用した。修正版 GTA とは、データの解釈から説明力のある概念の生成を行い、そうした概念の

関連性を高め、まとまりのある理論を創る方法であり (木下, 2007), 実際の流れとしては、①分析ワークシートの作成および概念の生成、②カテゴリーの生成という手順を踏んで分析を進める。

【調査内容】

本研究では、動的相互依存モデルに依拠したため、主に自治体の政策採用時における「相互参照」、そして「内生条件」の枠組みの中でインタビュー調査を行った。相互参照では、研究 1 の結果より、他自治体へのスポーツ政策の参照、あるいは他政策分野への参照についての質問を行った。また内政条件では、原田 (2008), 小林ら (1987) を参考に、プロスポーツチームの有無、自治体の組織再編、メガスポーツイベントの開催経験、首長の影響についての質問を行った。

【結果及び考察】

分析を経て生成された概念及び下位カテゴリー、上位カテゴリーについて相互関係を検討し、概念図を作成した (図 3)。

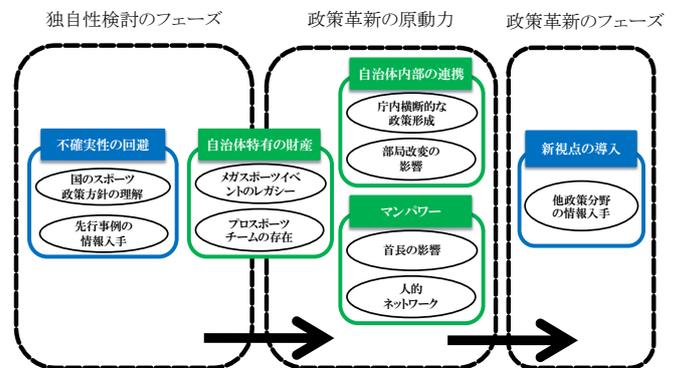


図 3: 抽出された概念及び下位カテゴリーの概念図

この図では、新政策採用に際して、不確実性の回避を志向する自治体の相互参照が基点となって、自治体が独立性の検討を始めることを表している。その後、自治体では、独立性の観点から、自治体特有の財産の見極めをするものと考えられる。こうした“独立性検討のフェーズ”は、どの自治体も政策採用の際に通る必須通過点であることが推察される。そして、次の“政策革新のフェーズ”へと向かう強力なエンジン (原動力) として機能しているのが、内生条件である自治体特有の財産、自治体内部の連携、マンパワーの 3 つであると考えられる。これらの過程を経て、最終的に自治体は“政策革新のフェーズ”へ到達すると考えられる。そして、このフェーズでは、スポーツ政策のみならず、他政策分野の情報入手を通して、積極的に新視点の導入を図っていくという動きが自治体にみられると考えられる。

5. 研究の限界と今後の課題

以上の量的研究・質的研究はいずれも地方自治体のスポーツ振興担当部署の職員を対象にしたため、その研究結果は、あくまで自治体職員の見解から見出されたものであることに留意する必要がある。今後は一視点からの検討ではなく、スポーツ振興審議会、スポーツ振興事業団、体育協会といった多様なスポーツ行政アクターにまで研究対象を広げることによって、より包括的に政策革新の実態を捉えることができると考える。